議会議案第8号

放射能に汚染された下水道汚泥焼却灰等の処理について 国が責任ある対応を行うよう求めることに関する意見書 の提出について

放射能に汚染された下水道汚泥焼却灰等の処理について国が責任ある対応を 行うよう求めることに関し、次のとおり意見書を提出する。

平成23年9月30日提出

提出者 鎌倉市議会建設常任委員長 石 川 寿 美

放射能に汚染された下水道汚泥焼却灰等の処理について国が責任ある 対応を行うよう求めることに関する意見書

3月11日の未曾有の地震津波による、東京電力福島第一原子力発電所の事故により、大量の放射能が放出され、影響は首都圏にまで及んでいる。鎌倉市でも下水道汚泥焼却灰やごみ焼却灰、さらに保育園敷地等の土壌や植木剪定材堆肥にセシウム134、セシウム137が検出されている。

鎌倉市では、これまで下水道汚泥焼却灰はセメント材料にリサイクルしていた。しかし、放射能が検出されたことにより、セメント材料としてリサイクルできずに現在浄化センター内に保管されており、このままでは年内には満杯となることから、下水処理に重大な支障を来し、市民生活に深刻な影響を与えることになる。

政府は、下水道汚泥焼却灰が8,000ベクレル以下ならば管理型最終処分場に埋め立て処理することを許可したが、現在に至っても処分先が決まらない状況である。

下水道汚泥焼却灰を保管するための大型土嚢袋や袋詰めに係る作業委託の費用、さらに埋め立て処理する場合の費用等、現状は全て本市の財源での対応である。

よって、国におかれては、汚染された下水道汚泥焼却灰の処理において、東京電力の費用負担を含めて、国が責任をもって早期に対応を行うよう求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年9月30日

鎌 倉 市 議 会